

クロマグロ受精卵配布要領

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）では、機構クロマグロ受精卵配布規程（以下「規程」という。）に基づき、クロマグロ受精卵（以下「受精卵」という。）を利用した種苗生産技術の向上及び人工種苗を用いたクロマグロ養殖の普及を図るために、受精卵の有償配布（以下「本配布」という。）を次のとおり行います。また、本配布は、受精卵を用いた人工種苗生産過程及び人工種苗を用いた養殖生産過程における試験研究の一貫として実施することから、配布を受けた申請者は輸送、ふ化及び飼育に関する情報提供をお願いします。

1. 配布場所

- (1) 機構 水産技術研究所 長崎庁舎
長崎県長崎市多以良町 1551-8
- (2) 機構 水産技術研究所 奄美庁舎
鹿児島県大島郡瀬戸内町俵崎山原 955-5
配布可能庁舎及び配布を希望される庁舎については、申請者へ個別に連絡、確認させて戴きます。

2. 配布期間、1申請者当たりの配布数量、1回当たりの配布内容等

- (1) 配布期間は6月1日から7月31日までとします。なお、産卵状況により期間を調整する場合は、申請者に速やかにお知らせします。
- (2) 配布数量は原則1申請者当たり上記期間内につき200万粒までとし、申請数量は5万粒単位として下さい。なお、200万粒以上の配布を希望される場合は、事前にご相談下さい。
- (3) 配布する受精卵は、配布前に消毒（残留塩素濃度1.0mg/L、1分間）します。なお、奄美庁舎の受精卵には、クロマグロ以外の卵が混入している場合があります。
- (4) 配布には10L容量の発泡スチロール箱を用い、1箱当たりの収容受精卵数は、5万粒又は10万粒です。
- (5) 100万粒以上の場合は複数回に分けて配布する場合があります。
- (6) 採卵状況によりご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。

3. 配布価格

10,000円/万粒(税込み)

4. 配布に必要な要件

下記(1)～(4)の要件を一つでも満たしていない場合は受精卵を配布致しません。

- (1) 申請者が全国クロマグロ養殖連絡協議会に所属していること。
- (2) 国内で行う種苗生産や養殖生産に用いること。
- (3) 申請時に提出する飼育計画書に記載したサイズまでの飼育が可能な施設を保有していること。
- (4) 水産技術研究所長崎庁舎又は奄美庁舎まで受け取りに来ることが可能であること。
なお、受け取りの日時は機構が指定します。機構において受精卵の配送や発送手続きは一切いたしません。

5. 配布の申込み

- (1) 配布を希望する方は、水産技術研究所が定める提出期限までに、「クロマグロ受精卵配布申請書（規程別紙様式1）」とともに下記1）及び2）の添付資料を事務担当者（下記12.（1）参照）へ提出して下さい。提出期限については配布担当者（下記12.（2）参照）にお問い合わせください。
 - 1) 飼育計画書
飼育期間、飼育方法、飼育施設・設備、飼育目標（サイズ、数量等）、飼育終了後の飼育個体の取扱い等をA4用紙1枚程度で記載してください（様式自由）。
 - 2) 図面・パンフレット等
飼育計画書に記載された飼育施設・設備を保有していることを示す資料。なお、過去に提出済みで変更がない場合は新たに提出して戴く必要はありません。
- (2) 緊急を要する要望の場合は、上記のほか、受精卵を必要とする理由書を添付し、事務担当者へ提出して下さい。理由書の様式は指定しません。
- (3) 複数回の配布を希望する場合は、全ての配布希望時期と希望数量を1つの申請書に記載して下さい。
- (4) 申請者以外の者（以下「第三者」という。）に飼育を行わせる場合は、その旨を「飼育計画書」に記載して下さい。ただし、第三者は本配布の趣旨を理解し、また「11. 配布を受けた者の責務」について誓約戴けた者として下さい。
- (5) 申請書等の提出は、メールにてPDFファイルとして送付の上、追って原本を郵送して下さい。受付日は、メールの受信日とします。
- (6) 申請後、申請内容や飼育計画書等の添付資料に変更があった場合や申請を取り消す場合は、速やかにその旨を配布担当者へ連絡して下さい。

6. 配布の決定

- (1) 採卵が確認された後、配布担当者から電話等により配布時期、配布場所等について、確認の連絡をさせて戴きます。
- (2) 同じ時期に複数の配布申請がある場合は、原則として受け付け順に配布します。
- (3) 配布できる受精卵数が配布希望数量に達しない場合には、受け取りの担当者のご相談のうえ、下記のとおり調整させて戴きます。
 - ・配布希望数量未満でも配布することで合意に至った場合、1件の配布として扱わせて戴きます。
 - ・合意に至らない場合、配布希望数量が受精卵数に適合する下位の申請者を繰り上げ、配布順位の調整を行います。
- (4) 配布が承認された申請者へは水産技術研究所長より「クロマグロ受精卵配布決定通知書（規程別紙様式2）」をお送りします。

7. 配布の方法

- (1) 配布担当者が指定した日時に配布場所に受け取りに来て下さい。受精卵の梱包等に必要な資材は水産技術研究所で準備して梱包しますが、輸送やその手配は申請者が行って下さい。
- (2) 受け取りの担当者は、配布担当者から提示された「クロマグロ受精卵引渡書兼仮受領書（規程別紙様式3）」の所定の欄に記名のうえ、引渡書（正）をお受け取り下さい。

(3) その他、受精卵受け取りにおける詳細な事項は、配布担当者の指示に従って下さい。

8. 輸送・ふ化状況の報告

- (1) 配布を受けた申請者は、「クロマグロ受精卵の指定ふ化試験について(要領別紙1)」に示す方法あるいは任意の方法でふ化試験を実施のうえ、引き渡し後1週間以内にクロマグロ受精卵輸送・ふ化状況報告書(要領別紙様式1)を配布担当者へ提出ください。ただし、報告書の提出前に配布担当者から申請者へ電話等によりふ化等の状況を確認させて戴く場合があります。
- (2) ふ化管理及びふ化率算定についての詳細は、配布担当者の指示に従い対応して下さい。

9. 配布数量の確定

- (1) 配布数量は下記により確定します。
 - ・配布を行った同一ロットの受精卵を用いて水産技術研究所でふ化試験を行い、ふ化率が70%以上であった場合は希望数量を配布したと見なし、70%未満であった場合は追加の配布を行うことも含めて、申請者と速やかに協議します。
 - ・水産技術研究所が行ったふ化試験でのふ化率が70%以上であるにも関わらず申請者側の状況が悪い場合は、配布数量の確定や再配布等について速やかに申請者と協議しますが、ご希望に沿えない場合もあります。
 - ・上記を経て、輸送・ふ化状況報告書の受領後に配布数量を確定した後、「クロマグロ受精卵の配布数量確定通知書(規程別紙様式4)」及び請求書を事務担当者から申請者に送付します。
- (2) 配布数量確定通知書及び請求書を受け取った申請者は、「クロマグロ受精卵受領書(規程別紙様式5)」を事務担当者へ速やかに提出するとともに、受精卵の代金を指定の口座へ期限内に振り込んで下さい。なお、振込手数料は申請者の負担とします。
- (3) 配布数量確定通知書の発行後は、申請者側の飼育状況が悪い場合でも正常に引き渡したこととなり、原則、受け取り側は異議を申し立てることはできません。ただし、やむを得ない事情がある場合には、機構内のクロマグロ受精卵配布検討委員会で審議の上、調整します。

10. 飼育状況の報告

本配布は、前述のとおり、受精卵を用いた人工種苗生産及び人工種苗を用いた養殖生産における試験研究を目的として実施することから、下記について配布担当者へ報告して下さい。

- (1) 飼育計画書に基づく飼育結果の報告
飼育計画書に従い、種苗生産、養殖原魚までの海面育成(概ね沖出し後2ヵ月間)及び養殖生産(初出荷時)などの各飼育結果を、それぞれの飼育終了後1ヵ月以内に「クロマグロ受精卵飼育結果報告書(要領別紙様式2)」により報告して下さい。なお、飼育の途中で生残尾数が0尾となった場合には、飼育結果報告書の備考欄に試験研究を終了する旨を記載して報告して下さい。
- (2) 飼育計画終了後の飼育情報について
飼育計画終了後に継続して飼育している場合、飼育状況等の情報提供をお願いする場合があります。このことは、本配布に必要な要件ではありませんが、ご協力戴ける申請者におかれましてはご対応をお願いします。

1 1. 配布を受けた者の責務

申請者は、以下の事項について遵守し、飼育計画書に記載された第三者にも遵守するよう指導して下さい。

- (1) 受精卵及び飼育計画終了以前の個体は転売又は譲渡をすることはできません。飼育計画終了後の飼育個体は転売又は譲渡をすることができます。
- (2) 継代したクロマグロ人工種苗を親魚まで養成して採卵した場合、次世代以降にどのような遺伝的影響があるかについては明らかでなく、現在研究中です。このため、今回有償配布した受精卵を利用して生産、育成した成魚からの採卵は控えて戴くようお願いいたします。
- (3) 配布した受精卵から得られた個体を活魚で国外に持ち出さないでください。
- (4) 上記10の(1)及び(2)の報告にご協力ください。

1 2. 本件に関する担当者連絡先

- (1) 申請手続き等に関する問い合わせ先（事務担当者）

水産技術研究所 管理部門 業務推進課長

〒851-2213 長崎県長崎市多以良町 1551-8

TEL : 095-860-1674

- (2) 産卵状況及び技術的な問い合わせ先（配布担当者）

水産技術研究所 養殖部門 まぐろ養殖部長

〒851-2213 長崎県長崎市多以良町 1551-8

TEL : 095-860-1617

【問い合わせ用共有アドレス : [maguro-yusyohaiфу\[at\]ml.affrc.go.jp](mailto:maguro-yusyohaiфу[at]ml.affrc.go.jp)】

※ [at] は@に書き換えて下さい。

※このアドレスは、上記(1)と(2)の両方の担当者へ届きます。

※※要領別紙1及び要領別紙様式1、2は添付のとおりです。